

平成 22 年 9 月 1 日

各 位

国際金融公社
株式会社大和証券グループ本社**マイクロファイナンス・ボンド発行のお知らせ**
～開発途上国におけるマイクロファイナンス機関を支援する～

このたび、世界銀行グループのメンバーである国際金融公社（以下「IFC」という。格付：Moody's：Aaa / S&P：AAA）ならびに大和証券グループは、開発途上国の貧しい人々や低所得の企業家に対して金融サービスへのアクセスを拡充する『マイクロファイナンス・ボンド』の発行および販売を行うこととなりましたので、その概要についてお知らせいたします。

本債券は約 270 億円の発行が予定されており、これは近年の IFC のマイクロファイナンス年間投融資額に相当する規模となります。IFC は、本債券によって調達した資金の少なくとも同額を同公社のマイクロファイナンス事業に活用する予定です。なお、本債券は IFC のグローバル・ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行されます。

IFC は、第 1 回目の『マイクロファイナンス・ボンド』を 2009 年 11 月に日本で起債し、約 250 億円を調達しました。第 2 回目となる今回の起債にあたっては、昨年に引き続き大和証券キャピタル・マーケット株式会社（大和証券グループのホールセール証券会社）が売出しを行い、大和証券株式会社（同グループのリテール証券会社）が日本の個人投資家および法人投資家に販売いたします。

マイクロファイナンスは貧困削減のための有力な手段です。開発途上国の貧しい人々は、経済の落ち込みに対して脆弱な環境下に置かれています。しかし、マイクロファイナンスが利用できれば、収入を得る機会を手にし、資産を形成することができるようになり、結果、そうした脆弱性も軽減されることとなります。IFC は商業的発展が見込まれるマイクロファイナンス機関に集中的に資金を投じていますが、それは、これらの機関の事業拡大をサポートすることで、より多くの人々に資金を提供できるようになるからに他なりません。日本の投資家がマイクロファイナンス・ボンドへの投資を行うことは、これらの資金ニーズを満たす一助となり、ひいては貧困削減に貢献することが期待されます。

大和証券グループは、今後も社会貢献につながる商品の取り扱いを行い、投資を通じて社会的課題の解決を目指すインパクト・インベストメントの普及・拡大に取り組んでまいります。

マイクロファイナンス・ボンドの概要

発行体	国際金融公社 (IFC)	
通貨	豪ドル	南アフリカ・ランド
発行金額	1 億 4,200 万豪ドル	14 億 5,300 万南ア・ランド
期間	約 3 年	
利率 (税引前)	年 4.00%	年 5.70%
販売単位	1,000 豪ドル	10,000 南ア・ランド
売出期間	2010 年 9 月 9 日～2010 年 9 月 16 日	
受渡日	2010 年 9 月 22 日	
償還日	2013 年 9 月 24 日	2013 年 9 月 26 日
格付	Aaa (ムーディーズ) /AAA (S&P)	

■ 国際金融公社について

国際金融公社は、世界銀行グループのメンバーであり、貧困削減と人々の生活水準の向上に役立つことを使命としています。同公社は、民間セクターの発展のサポート、民間資金の動員、並びに企業や政府に対する助言やリスク管理サービス業務を行うことにより、開発途上国経済の持続的発展を促進することに力を注いでいます。同公社の 2010 年度における新規投資額は 180 億ドルに上り、金融危機においても重要な役割を果たしています。詳細については、www.ifc.org をご覧ください。

以 上

【手数料等およびリスクについて】

◇手数料等の諸費用について

- ・ 債券をお買い付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外貨建債券につきましては、外国証券取引口座設定申込書を取りかわし、口座管理料[通常、年間3,150円(税込)]を別途お支払いいただく必要がございます。

◇ご投資にあたってのリスク等

- ・ 債券の価格は金利変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 外貨建債券は、円換算した価値が、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。
- ・ 債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

◇ご投資にあたっての留意点

- ・ 商品毎に手数料など諸費用およびリスク等は異なりますので、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読み下さい。

商号等： 大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会： 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会

大和証券
Daiwa Securities

広告等における表示事項

(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- ・ お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料^(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。
- ・ デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- ・ 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- ・ 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等： 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第109号

加入協会： 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

大和証券キャピタル・マーケット

Daiwa Securities Capital Markets